

令和7年 壱岐市議会定例会 12月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和7年12月5日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	7番 山内 豊 8番 山川 忠久	
日程第2	審議期間の決定	15日間 決定	
日程第3	諸般の報告	議長 報告	
日程第4	行政報告	市長 説明	
日程第5	報告第14号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	産業推進部部長 説明
日程第6	報告第15号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	保健環境部部長 説明
日程第7	議案第49号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第8	議案第50号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第9	議案第51号	壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について	総務部部長 説明
日程第10	議案第52号	壱岐市税条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第11	議案第53号	壱岐市立幼稚園条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第12	議案第54号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第13	議案第55号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第14	議案第56号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第15	議案第57号	壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例の制定について	保健環境部部長 説明
日程第16	議案第58号	壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について	建設部部長 説明

日程第17	議案第59号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防本部消防長	説明
日程第18	議案第60号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）	産業推進部部長	説明
日程第19	議案第61号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）	産業推進部部長	説明
日程第20	議案第62号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市宮印通寺共同店舗）	産業推進部部長	説明
日程第21	議案第63号	公の施設の指定管理者の指定について（イルカパーク）	地域振興部部長	説明
日程第22	議案第64号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）	地域振興部部長	説明
日程第23	議案第65号	令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）	財政課課長	説明
日程第24	議案第66号	令和7年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部部長	説明
日程第25	議案第67号	令和7年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部部長	説明
日程第26	議案第68号	令和7年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部部長	説明

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（16名）

1番 菊池 弘太君	2番 酒井 真吾君
3番 松本 順子君	4番 樋口伊久磨君
5番 武原由里子君	6番 山口 欽秀君
7番 山内 豊君	8番 山川 忠久君
9番 植村 圭司君	10番 清水 修君
11番 赤木 貴尚君	12番 音嶋 正吾君
13番 小金丸益明君	14番 中田 恭一君
15番 中原 正博君	16番 土谷 勇二君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 草合 正吉君 議会事務局次長 松永 淳志君
議会事務局書記 川村 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	平田 英貴君
地域振興部部长	塚本 和広君	市民部部长	吉田 博之君
保健環境部部长	村田 靖君	産業推進部部长	松嶋 要次君
建設部部长	平本 善広君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務部次長	小川 和伸君
地域振興部次長	岡部 一也君	総務課課長	渡野 浩司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（土谷 勇二君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可しておりますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和7年壱岐市議会定例会12月会議を開きます。

ここで、篠原市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 職員の不祥事について御報告いたします。

誠に遺憾なことでございますが、本市の会計年度任用職員による公金の私的流用という、極めて重大かつ許されない不正行為事案が発生いたしました。公金の私的流用を行った職員は、市長事務部局の会計年度任用職員でございます。

事案の内容は、本年10月21日、市民から税の督促状が届いたとの連絡を受け、本人への事情聴取と内部調査の結果、公金の私的流用と帳簿の改ざん並びに公印の不正使用と虚偽報告を行っておりました。よって、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分とし、11月27日付で本職員を免職といたしました。

なお、私的流用された金銭については、全額返済されております。

これまでも服務規律と職員の意識向上並びに高い倫理観の徹底を促し、公務員としての自覚を喚起してまいりましたが、非常に残念でなりません。このような不祥事は断じてあってはならない行為であり、市政に対する市民皆様の信頼を著しく損なう事案が発生したことに対し、深くおわびを申し上げます。

私をはじめ、全職員が今回の事案を厳粛に受け止め、今後このようなことを二度と起こさない、そして起こさせないことを肝に銘じ、市民皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 議長からも一言よろしいでしょうか。

公金は申すまでもなく、市民一人一人の大切な財産であり、その透明性と適正な管理は自治体運営の根幹であります。今回の事案を極めて重く受け止め、二度と同様の疑念を生じさせることのないよう、再発防止に向け、改善策を早急に実施してください。

以上です。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（土谷 勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、山内豊議員、8番、山川忠久議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（土谷 勇二君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

12月議会の審議期間につきましては、本日から12月19日までの15日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、12月会議の審議期間は本日から12月19日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（土谷 勇二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

なお、本報告に記載をしておりますとおり、令和7年度都道府県議会議員及び市区町村議会議員総務大臣感謝状贈呈式が行われ、市山繁元議員が町及び市議会議員としての通算35年以上を在職し、地方自治の発展に顕著な功績があったと認められ、このたび表彰を受けられておりますので、報告申し上げます。

日程第4. 行政報告

○議長（土谷 勇二君） 日程第4、行政報告を行います。

篠原市長より行政報告の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 本日ここに、令和7年壱岐市議会定例会12月会議の開催に当たり、9月会議以降、本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上いたしました主な内容について御報告いたします。

初めに、令和7年秋の叙勲において、本市から元勝本町消防団分団長の香椎憲正様が消防功勞として瑞宝単光章を、第45回危険業務従事者叙勲において、元壱岐市消防司令長の安永雅博様が瑞宝双光章を、令和7年12月1日付高齢者叙勲において、元芦辺町議会議員の野元康雄様が地方自治功勞として旭日単光章を、また、本市の壱岐ウルトラマラソンの開催に対し、多額の企業版ふるさと納税による御寄附を賜りました株式会社ファウンテック様、代表取締役社長万谷正様が紺綬褒章を受章されました。

次に、内閣府が選考する令和7年度エイジレス・ライフ実践事例において、本市の地域福祉及び高齢者福祉の増進に貢献された、認知症の人と家族の会長崎県支部壱岐地区会しまべの会会長岡祥三様がエイジレス章を受章され、国民参政135周年・普通選挙100周年・婦人参政80周年記念における選挙関係功勞者表彰において、壱岐市選挙管理委員会委員長の西雪晴様並びに壱岐市明るい選挙推進協議会会長の久田昭生様が総務大臣感謝状を受賞されました。

11月15日の令和7年度ながさき農林業大賞におきましては、本市から農産部門で農事組合法人五月様が長崎県知事賞を、しまの農林業経営部門で合同会社タカセファーム様が運営委員長賞を、同じくながさき水産業大賞において、魅力ある漁村づくり部門で、壱岐栽培センター所長の山仲洋紀様が長崎県知事賞を受賞されました。

さらに、令和7年県民表彰において、本市から社会福祉功勞として郷ノ浦町の末永孝好様が受賞されました。

このたび、叙勲、褒章並びに表彰をお受けになった皆様に対し、今日まで築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、心からお喜び申し上げます。

有人国境離島法の延長・改正に向けた取組につきまして、有人国境離島法は令和8年度末で期

限を迎えることとなっていることから、本市を含めた県内離島自治体と長崎県が連携して、同法の延長・改正に向けた取組を進めているところです。

これまでの動きとしましては、8月22日に大石県知事、外間県議会議長並びに関係市町の首長による国会議員及び関係省庁への要望活動を行い、また9月29日から9月30日にかけて、自由民主党有人国境離島地域の保全・振興を推進する議員連盟から山谷えり子会長代行をはじめ、6名の国会議員の皆様、本市の視察にお越しいただきました。

10月30日には、関係市町の民間団体の代表者、議会の代表者並びに首長による国会議員及び関係省庁への要望活動を行い、11月22日には壱岐の島ホールで山本参議院議員をはじめ、関係国会議員の皆様、大石県知事、内閣府参事官等をお迎えして、総決起大会を行ったところです。

総決起大会には、約600名の市民の皆様にご参加をいただき、同法の延長・改正に向けた本市の思いの強さが伝わる大会となったものと感じております。

期限まで残された時間は多くはありませんが、有人国境離島法の延長・改正に向けて、より一層力を尽くしてまいりますので、市民皆様におかれましても、本市一丸となったさらなる機運醸成につきまして、御理解と御協力をお願い申し上げます。

壱岐カルチャーターミナルフェス2025の開催につきまして、カルチャーターミナル壱岐プロジェクトの一環として、一支国博物館を主会場に、壱岐カルチャーターミナルフェス2025を11月29日及び30日に開催いたしました。

当日は、島内外から約650名の皆様にお越しいただき、建築家、伊東豊雄氏による基調講演をはじめ、全国の離島で活躍するキーパーソンによるトークセッション、エンゲージメントパートナー企業による展示・体験ブース及びイベントを盛り上げるライブパフォーマンスなど多彩なプログラムを通じて、市民及び島外参加者にとって新たな発見と交流の機会となり、壱岐の未来を共に考える2日間になったものと感じております。

また、長崎国際テレビとの番組タイアップにより、タレントのルー大柴さんをアンバサダーに迎え、オープニングスペシャルトークも開催し、官民連携や島内外の共創をテーマに、笑いを交えながら軽妙なやり取りで会場を大いに盛り上げていただきました。

本フェスを通じ、市民皆様がエンゲージメントパートナー企業の取組に触れることで、地域課題解決に向けて考える場、きっかけづくりになったと考えております。今後も継続的な交流や新事業の展開により、カルチャーターミナル壱岐の実現を推進してまいります。

ジェットfoil「ヴィーナス2」の更新につきましては、11月21日に九州郵船株式会社から九州郵船並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共同発注により、川崎重工業株式会社との新船建造契約が締結された旨の報告を受けました。

今後、令和11年6月の引渡しに向けて建造が進められるとなりますが、議決いただきました予算の適正な執行とともに、国・県・対馬市と連携し、定期的な進捗状況の確認に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、毎年、壱岐出身の皆様をはじめ、本市を応援していただく全国の方々から寄附を頂いており、本市の貴重な自主財源となっております。

11月末現在の実績は、昨年同月比で120%の約4億2,000万円の寄附を頂いており、増加した主な要因といたしましては、各ポータルサイトのポイント付与が9月末で終了し、その駆け込みで寄附が増加したことによるものです。例年、年末に向けて寄附が増加する傾向にありますが、本年度の目標額である10億円の達成に向けて、引き続き広報活動に取り組んでまいります。

このような中、新たな取組といたしまして、長崎県内初導入となる旅先納税「壱岐たびPay」を10月20日から開始しております。壱岐たびPayは、旅行者が壱岐に来島される際に、専用のポータルサイトからスマホなどで寄附をしていただき、返礼品として寄附額の3割相当の電子マネーを受け取り、加盟店で宿泊費や飲食代、体験、物販等に御利用いただく仕組みとなっております。

現在、加盟店の登録増加に取り組んでいるところであり、今後は観光面での寄附額増加も期待をしております。

一方で、ふるさと納税を取り巻く情勢は、大変厳しい状況が続いております。9月末には、県内の自治体を含む4自治体が、寄附額に対して返礼品等の経費が50%を超えていたために認定取消しになっており、当該4自治体は10月1日から2年間、ふるさと納税の受入れができない状況となっております。本市としましても、同様の事態を招かないよう細心の注意を払い、引き続き適切に対応してまいります。

今後も、関係する基準の見直し等が予定されておりますが、本市の主要施策実現のための貴重な自主財源でありますので、認定基準を遵守した上で、寄附者のニーズに合った返礼品の商品開発、ブラッシュアップ、安定供給を図り、新たな取組の導入等も検討しながら、第4次壱岐市総合計画に掲げる年間寄附額30億円を目指した取組を引き続き進めてまいります。

神々の島壱岐ウルトラマラソンの開催につきまして、10月18日に開催した神々の島壱岐ウルトラマラソン2025は、全国各地から過去最多となる878名のエントリーをいただき、当日のスタート時は悪天候に見舞われましたが、日中は天候も回復し、100キロに556名、50キロに241名、総勢797名のランナーが出走され、大きな事故等もなく、581名のランナーが完走されました。

大会後のアンケートの結果では、ランナーの皆様から高評価の感想をいただいております。

1,000名を超えるボランティアスタッフの皆様をはじめ、沿道からの温かい声援やコース周辺の交通規制等、円滑な大会運営に御協力をいただいた市民皆様、協賛及び支援をいただいた企業並びに各種団体の皆様等、今大会を支えていただきました全ての皆様に心からお礼と感謝を申し上げます。

ながさきピース文化祭・壱岐市総合文化祭の開催につきまして、9月14日から長崎県全域で開催されていたながさきピース文化祭2025は、11月30日を最終日に閉幕いたしました。

本市では、9月14日に一支国博物館で開催したオープニングセレモニーを皮切りに、夏井いつき先生による講演会等、様々な事業や関連イベントを実施してまいりました。その中でも、11月2日から3日にかけて開催いたしました壱岐市総合文化祭は、市民皆様が力を結集し、つくり上げた壱岐最大級の文化の祭典となりました。

このながさきピース文化祭事業を契機といたしまして、本市の様々な文化を次の世代に継承し、そして、交流人口の拡大にもつなげていく関連事業を引き続き推進してまいります。

大型客船の誘致につきまして、10月22日、大型客船につぼん丸が本市へ寄港し、323名の方々が来島され、うち253名が島内の観光名所を巡るオプションツアーに参加されました。

本市では、壱岐市観光連盟及び関係事業者等と連携し、岸壁での物産販売、人面石くんとの写真撮影、太鼓演奏、漁船パレードでのお見送り等、歓迎イベント等を実施したところです。

また、につぼん丸は令和8年5月をもって引退することが発表されており、本市への寄港は今回が最後となることから、市民向けの船内見学会が開催され、30名の方々が参加されました。

今回企画いただきました阪急交通社様にお礼申し上げますとともに、今後も大型客船寄港による経済効果はもとより、リピーター獲得へつなげるため、長崎県をはじめ、市、観光連盟等と連携し、さらなる誘致に向けて積極的に取り組んでまいります。

スポーツ合宿の誘致につきましては、スポーツ合宿誘致により、来年2月9日から広島経済大学陸上競技部が、2月18日からは本市で初の合宿となる中電工陸上競技部が、また、これまでも合宿の実績のある富士山GXホールディングス長距離陸上競技部並びにYKK陸上長距離部が合宿を行う予定です。

合宿誘致に当たっては、各種競技のチーム事情やニーズに応えることのできる柔軟な受入れ体制を整備していくことが肝要であり、引き続き「スポーツ合宿を壱岐島で！」の定着に向けた取組を進めてまいります。

農業の振興につきまして、令和9年の全国和牛能力共進会北海道大会を見据え、11月6日に県南家畜市場で開催されました長崎県和牛共進会において、第1区の田口幸男様、第3区の山口弘友様、第4区の山内清様の牛が、1等賞1席を受賞されております。

このような中、12月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が10月市と比較し、

1頭当たり約12万5,000円高の平均74万7,000円で、上向きの取組となっております。

今後も産地維持のため、関係機関と連携を図り、肉用牛における基盤の強化を推進してまいります。

有害鳥獣対策については、勝本町片山地区及び本宮東区において、イノシシの目撃情報が寄せられました。このため、現地調査を実施し、くくりわなを設置しておりますが、今回、早期捕獲に向けた対策を強化するための所要の予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

水産業の振興につきましては、現在、スルメイカにつきまして、クロマグロと同様に資源管理のための漁獲枠が設けられておりますが、令和7年管理年度の全国で管理する5トン以上30トン未満の漁船が営む小型スルメイカ釣り漁業において、北海道から三陸沿岸で豊漁が続き、漁獲枠を9月末時点で超過しており、国で留保されていた追加配分でも追いつかず、11月1日から水産庁より採捕停止命令が出されております。

これから最盛期を迎えるスルメイカ釣り漁のみならず、スルメイカを餌とする、その他の釣り漁にも大きな影響を与えますので、現在、県をはじめ、多くの関係者から増枠等の要望が水産庁に寄せられているところです。

市といたしましても、今後の動向を注視するとともに、漁業者の御意見をお聞きしながら対応してまいります。

国民健康保険直営診療所、湯本診療所の閉院につきまして、壱岐市国民健康保険直営診療所である湯本診療所は、昭和34年の開設以来、地域医療を支えてまいりましたが、近年は利用者の減少に伴い、診療収入が大幅に減少し、また、診療を担っていただいている平山長一朗医師から、令和8年3月末をもって引退の意向が示されておりました。

そこで、新たな医師の確保も極めて困難なことから、令和8年3月末をもって閉院することといたしました。これまで地域医療の維持に御尽力いただきました平山先生に対し、深く感謝を申し上げます。

地元関係者へは説明会を開催し、御理解を得たところでありますが、引き続き地域皆様の安心につながる医療の確保に努めてまいります。今回、湯本診療所に関連する条例の廃止及び一部改正について議案を提出しておりますので、御審議を賜りますようお願いいたします。

健康寿命の延伸につきまして、第7回健康長寿日本一長崎県民会議総会が11月13日に開催され、「令和7年度みんなで“歩こーで！”長崎縣市町対抗歩数競争」において、本市が2年連続第1位を受賞いたしました。昨年の取組を契機として、健康づくりの輪が広がっていることを感じております。

同じく、企業・団体対抗歩数競争において、株式会社イチヤマ様が第1位を受賞されております。

す。社員皆様が一丸となり、健康増進活動に継続して取り組まれた結果の受賞でございます。

今後も、市民皆様の健康寿命の延伸を図るため、事業所等とも連携しながら、運動習慣の定着に向けた取組をより一層推進してまいります。

還暦式の開催につきまして、11月14日に開催した令和7年度壱岐市還暦式には、本年度に還暦をお迎えになる市内143名、市外152名、計295名の方々が参加され、友人や仲間との久しぶりの再会に大変な盛り上がりを見せました。

全国でも珍しい還暦式を機に、中学校や高校の同窓会も開催されることから楽しみにされておられる方が多く、また経済効果や郷土愛の醸成等、還暦式がもたらす効果は大きいと捉えておりますので、今後も継続して開催してまいります。

幼稚園の統合につきましては、8月の保護者説明会に続き、令和8年度に閉園を予定している勝本幼稚園並びに箱崎幼稚園において、10月に保護者説明会を開催し、土曜日の預かり等の保護者支援や統合後の幼稚園行事等についての説明を行うなど、統合に向けた準備を進めているところです。

今回、当該幼稚園の閉園に係る条例の一部改正について議案を提出しておりますので、御審議を賜りますようお願いいたします。

今後も、幼稚園の統合につきましては、保護者並びに関係される方々と連携を図りながら進めてまいります。

子どもたちの活躍につきまして、11月6日に諫早市で開催された令和7年度長崎県中学校総合体育大会駅伝競争大会において、郷ノ浦中学校男子チームが優勝し、11月29日に開催された九州大会へ出場いたしました。また、本県代表として、12月14日に滋賀県で開催される第33回全国中学駅伝大会へ出場いたします。駅伝競技における県大会での優勝は、昭和61年の勝本中学校男子チーム以来、39年ぶりの栄冠であります。

学習面においては、令和7年度租税教育推進校等表彰において、郷ノ浦中学校が国税庁長官表彰を受賞いたしました。これは全国の小学校、中学校及び高等学校合わせ、受賞14校のうちの1校となっております。

表彰理由といたしましては、毎年、租税教室を開催するだけでなく、担当教師による復習授業を行う等の工夫や、税についての作文も毎年応募があるなど、租税教育に力を入れて取り組んでおり、これらの活動の継続性は他の模範であると選ばれたものでございます。

このように、本市の子どもたちの活躍を大変うれしく頼もしく思いますとともに、子どもたちが今後も一層の成長と飛躍を遂げられるよう、引き続き支援をしてまいります。

防災訓練の実施につきまして、10月5日、長崎県と本市を含む県内4市合同による長崎県原子力防災訓練を実施いたしました。これまで行ってまいりました情報収集・伝達訓練、住民避難

誘導訓練、原子力災害医療訓練等に加え、新たな取組として、UPZ圏内の介護施設からUPZ圏外の施設への入所者避難訓練のほか、海上自衛隊のヘリによる長崎医療センターへの傷病者搬送訓練も実施したところです。

11月9日には、芦辺漁港一帯において、令和7年度壱岐市防災訓練を参加機関34組織、約300名の方に御参加いただき実施いたしました。訓練は、壱岐市東方沖を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生し、本市で震度6強の地震を観測、地震による津波の襲来を受け、付近で家屋の倒壊、地滑り、火災等により、甚大な被害が発生したと想定し、被災者の救助訓練等、実践的な内容により訓練を実施したところです。

今後も関係機関との連携を密に図り、成果と課題を検証しながら、防災対策に万全を期してまいりますので、市民皆様におかれましては、日頃の備え、さらには自主防災組織での取組など、自助・共助に努めていただきますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

補正予算につきまして、本議会に提出した令和7年度補正予算の概要は、一般会計補正額1億9,635万9,000円、各特別会計の補正総額1,364万9,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は、2億1,000万8,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、269億6,205万1,000円で、特別会計については80億2,393万3,000円となっております。

その他の議案につきまして、本日提出いたしました案件の概要は、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告2件、条例の一部改正・廃止に係る案件11件、公の施設の指定管理者の指定に係る案件5件、予算案件4件でございます。何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、9月会議以降の市政の重要事項、また政策等について御報告いたしました。が、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これで行政報告を終わります。

日程第5. 報告第14号～日程第26. 議案第68号

○議長（土谷 勇二君） 日程第5、報告第14号から日程第26、議案第68号までの22件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案等について、報告及び提案理由の説明を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 本日提出いたしました議案等につきましては、関係部長・課長より御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 松嶋産業推進部長。

〔産業推進部部長（松嶋 要次君） 登壇〕

○産業推進部部長（松嶋 要次君） 皆さん、おはようございます。

報告第14号について御説明申し上げます。

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。専決第4号専決処分書。損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を行いました。

令和7年11月11日専決でございます。

損害賠償の相手方は、壱岐市郷ノ浦町個人、損害賠償額は29万1,240円であります。

損害賠償の理由でございますが、令和7年7月30日午後3時20分頃、郷ノ浦町片原触の市道片原若松線において、壱岐市農業機械銀行振興会職員が運転する公用車が右折する際、右方向より直進してきた対向車と衝突し、公用車の右前方部バンパーと損害賠償相手である対向車の後部側面ボディ一部が接触し、損傷させたものでございます。まずもって、相手方へ大変御迷惑おかけいたしましたことに対し、深くおわび申し上げます。

今回の事故の発生状況は、公用車を運転していた振興会職員が、市道片原若松線への進入時に、左右確認不足による飛び出しが原因であり、損害賠償の相手方である個人は速度を減速するも、結果として接触を避けることができなかつたものであります。幸いにも両者ともけがはなく、物損事故のみとなっております。

損害賠償の内容につきましては、本事故の責任割合が、壱岐市が加入しております保険会社との協議の結果、壱岐市が90%、相手方が10%となり、相手方車両の修理代が32万3,600円で、損害賠償額はその90%に当たる29万1,240円が保険により相手方へ直接支払いされるものであります。

このたび専決処分をいたした理由でございますが、相手方への損害賠償額の支払いを速やかに行うため、相手方から10月20日に示談の内諾を得たため、11月11日に壱岐市損害賠償審査会の審査に付し、同日、専決処分を行ったところでございます。

今後、このような事故が起きないように、運転者本人には厳重注意を行い、振興会職員に対しましても、事故防止に細心の注意を払うよう周知徹底を図ったところでございます。

以上で、報告第14号について専決処分の報告を終わります。

〔産業推進部部長（松嶋 要次君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 村田保健環境部長。

〔保健環境部部長（村田 靖君） 登壇〕

○保健環境部部長（村田 靖君） 報告第15号について御説明申し上げます。

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

専決第5号専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を行いました。

令和7年11月11日専決でございます。

損害賠償の相手方は、壱岐市芦辺町個人、損害賠償額は、15万7,000円であります。

損害賠償の理由でございますが、令和7年10月7日午前9時50分頃、壱岐市芦辺町住吉東触728番地1、壱岐市クリーンセンターのプラットホーム内において、壱岐市環境管理組合職員が運転する壱岐市公用車、フォークリフトが作業中、方向転換のためバックする際に後方の安全確認を怠り、損害賠償の相手方である個人所有の車両が方向転換のため停止していたところに接触し、損傷させたものでございます。

幸いにも両者ともけがはなく、物損事故のみとなっております。まずもって、相手方へ大変御迷惑おかけしたことに對し、深くおわび申し上げます。

損害賠償の内容につきましては、本事故の責任割合が、壱岐市が加入しております保険会社との協議の結果、壱岐市が100%で、損害賠償額15万7,000円が保険により相手方へ直接支払いされるものであります。

このたび専決処分をいたした理由でございますが、相手方への損害賠償額の支払いを速やかに

行うため、相手方から10月31日に示談の内諾を得たため、11月1日に壱岐市損害賠償審査会の審査に付し、同日、専決処分を行ったところでございます。

今後、このような事故が起きないように、運転者本人には壱岐市環境管理組合から厳重注意を行い、壱岐市環境管理組合に対しましても、事故防止に細心の注意を払うよう周知徹底を図ったところであります。

以上で、報告第15号について専決処分の報告を終わります。

〔保健環境部部长（村田 靖君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 平田総務部長。

〔総務部部长（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部长（平田 英貴君） おはようございます。議案第49号から議案第51号まで続けて御説明を申し上げます。

議案第49号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の利用に係る職員の意向確認等に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

改正条文につきましては、記載のとおりでございます。

主な改正内容につきましては、議案第49号の参考資料を御覧いただきたいと思います。

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための仕事との両立支援制度に関する意向確認等の規定を新設するものでございます。

1つ目が、妊娠、出産についての申出をした職員に対する情報提供、意向確認等、出生時両立支援制度を行うこと。

2つ目が、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に係る情報提供、意向確認等、育児期両立支援制度を行うことが規定されたものでございます。

議案関係資料1の1ページから3ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照ください。

附則といたしまして、この条例は、令和8年1月1日から施行するとしております。

以上で、議案第49号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第50号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明を

いたします。

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正による部分休業制度の拡充に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

改正条文につきましては、記載のとおりでございます。

主な改正内容につきましては、議案第50号の参考資料を御覧いただきたいと思っております。

1つ目が、部分休業の取得パターンの多様化で、勤務時間の始めまたは終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止するとともに、取得パターンの請求可能時間の上限を勤務日10日相当の時間とするなどの改正を行うものでございます。

議案関係資料1の4ページから7ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照ください。

附則といたしまして、この条例は、令和8年1月1日から施行するとしております。

以上で、議案第50号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第51号壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の冒頭の報告の中にもございましたように、会計年度任用職員による公金の私的流用の不祥事に伴い、行政責任を明確にするため、市長及び副市長の現行の給料を1か月間、10分の1減額するものでございます。

次のページをお開き願います。

改正条文につきましては、記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和8年1月1日から施行することとしております。

以上で、議案第51号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 吉田市民部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） 議案第52号について御説明申し上げます。

議案第52号壱岐市税条例の一部改正について、壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙の

とおりに定める。

本日の提出です。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次のページをお開き願います。

改正条文につきましては、記載のとおりです。

議案関係資料1、改正条例新旧対照表8ページから13ページ並びに参考資料として改正概要を掲載しておりますので、御参照願います。

改正の主な内容ですが、1つ目が公示送達について、これまでの書面掲示に加え、インターネットへの掲載を用いることとする改正であり、施行期日は地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日としております。

2つ目に、個人市民税の所得控除に特定親族特別控除を追加する改正であり、施行期日は令和8年1月1日としております。

3つ目に、加熱式たばこに係る市たばこ税を引き上げる改正であり、施行期日は令和8年4月1日としております。

以上で、議案第52号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部部長（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 議案第53号壱岐市立幼稚園条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市立幼稚園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、令和8年3月31日をもって壱岐市立勝本幼稚園及び壱岐市立箱崎幼稚園を閉園するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市立幼稚園条例の一部を改正する条例の改正文は、記載のとおりでございます。

また、議案資料として、資料1の14ページに新旧対照表及び参考資料として改正概要について記載いたしておりますので、御参照ください。

改正の内容でございますが、条例第2条の表から、壱岐市立勝本幼稚園の項及び壱岐市立箱崎幼稚園の項を削るものでございます。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

勝本幼稚園及び箱崎幼稚園の閉園につきましては、園児数の減少に伴い、今後の幼稚園の在り

方について検討、協議を重ね、近隣の幼稚園間を統合する方針としたもので、勝本幼稚園と霞翠幼稚園、そして箱崎幼稚園と瀬戸幼稚園を統合し、霞翠幼稚園、瀬戸幼稚園の園舎をそれぞれ利用することとなるため、今回、勝本及び箱崎幼稚園を閉園するものでございます。

また、この園の統合につきましては、保護者や地域で子育て中の皆様と園の統合・閉園に向けての意見交換等を行い、御意見や御要望に一つ一つ対応し、御理解をいただいたものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 吉田市民部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） 議案第54号から議案第56号まで続けて御説明申し上げます。

議案第54号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出です。

提案理由は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、虐待通報義務が創設されたため、所要の改正を行うものです。

次のページをお開きください。

改正条文につきましては、記載のとおりです。

議案関係資料1、改正条例新旧対照表15ページ並びに参考資料として改正概要を掲載しておりますので、御参照願います。

改正の主な点ですが、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10を引用している場合、第33条の10第1項と表記する必要があるため、壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであり、施行期日は公布の日からといたしております。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

次に、議案第55号について御説明申し上げます。

議案第55号壱岐市家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、壱岐市家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正をする内閣府令の施行及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

次のページをお開き願います。

改正条文につきましては、記載のとおりです。

議案関係資料 1、改正条例新旧対照表 16 ページ並びに参考資料として改正概要を掲載しておりますので、御参照願います。

改正の主な点でございますが、1つ目は、議案第 54 号同様に、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第 33 条の 10 を引用している場合、第 33 条の 10 第 1 項と表記する必要が生じたことによる改正であります。

2つ目は、利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合の追加として、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査が行われた場合が追加されたことによる改正であります。

施行期日は公布の日からといたしております。

以上で、議案第 55 号の説明を終わります。

最後に、議案第 56 号について御説明申し上げます。

議案第 56 号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、虐待通報義務が創設されたため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

改正条文につきましては記載のとおりです。

議案関係資料 1、改正条例新旧対照表 17 ページ並びに参考資料として改正概要を掲載しておりますので、御参照願います。

改正の主な点ですが、議案第 54 号、55 号同様に、措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第 33 条の 10 を引用している場合に、第 33 条の 10 第 1 項と表記する必要が生じたために、壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

施行期日は公布の日としております。

以上で、議案第 54 号から議案第 56 号までの説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔市民部部長（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 村田保健環境部長。

〔保健環境部部長（村田 靖君） 登壇〕

○保健環境部部長（村田 靖君） 議案第57号壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市国民健康保険直営診療所であります湯本診療所につきましては、長年にわたり地域医療を支えてこられた平山医師が、本年度末をもって引退されることとなりました。後任医師の確保も困難なことや、近年は診療収入の減少により、毎年度診療所の運営不足分を一般会計からの繰入れで補填している状況でございました。

一方、近隣には品川クリニック様があり、日常的な診療を継続して受けられる体制が整っております。同クリニックでは院内処方にも対応されていることから、受診から投薬までを1か所で完結でき、通院の負担軽減につながるものであります。

また、湯本診療所閉院後の患者様の対応等について、最大限御協力いただける旨の御意向も示されております。さらに、地元である鯨伏地区まちづくり協議会長及び各自治公民館長の皆様に対し説明会を開催し、御理解をいただいたところでございます。

以上の状況を総合的に勘案しますと、地域の皆様が引き続き安心して医療を受けられる環境は確保されていると判断できることから、湯本診療所の閉院に伴い、関連する条例の廃止及び所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の廃止等に関する条例として、第1条から第3条まで関連する4本の条例の廃止及び所要の改正を行うものでございます。

議案関係資料1の18ページから19ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照ください。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。経過措置につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔保健環境部部長（村田 靖君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） おはようございます。議案第58号壱岐市移動等円滑化のために

必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

主な改正内容につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和7年6月1日に施行され、第15条に劇場等の客席に関する規定が新たに追加されたことから、本条例が引用する条文内に条ずれが生じたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

新旧対照表につきましては、議案資料、改正条例新旧対照表の20ページに記載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第58号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部部长（平本 善広君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 山川消防長。

〔消防本部消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防本部消防長（山川 康君） 議案第59号壱岐市火災予防条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、火災予防条例の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

壱岐市火災予防条例の一部を次のように改正いたします。改正案につきましては、記載のとおりでございます。

改正内容でございますが、大船渡市林野火災を受け、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会が開催され、その結果を踏まえて、火災予防上必要な措置の見直しを行うものであり、国の基準を尊重し、その内容を統一すべきであると考えためでございます。

また、資料21ページから23ページに新旧対照表を参考資料として改正概要を添付しておりますので、御参照願います。

なお、施行日は、令和8年1月1日施行といたします。

以上で、議案第59号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔消防本部消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（土谷 勇二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松嶋産業推進部長。

〔産業推進部部長（松嶋 要次君） 登壇〕

○産業推進部部長（松嶋 要次君） 議案第60号から議案第62号を一括して御説明いたします。

まず、議案第60号公の施設の指定管理の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は壱岐出会いの村、位置は壱岐市郷ノ浦町新田触492番地ほか。

2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出会いの村振興会会長平田光弘。

3、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募といたしております。その理由といたしましては、壱岐出会いの村は体験型宿泊施設であり、主に小学生を対象に課外教育における体験活動を通じて連帯間の重要性を養う施設として、多くの利用をされております。

開館から28年、これまでの豊富な経験と専門性の高い知識を有している職員により、常日頃から安全確保に努めながら運営に当たってきており、これまでの経験と実績を考慮いたしまして、壱岐出会いの村振興会に指定管理をするものでございます。

続きまして、議案第61号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称は壱岐市猿岩物産館、位置は壱岐市郷ノ浦町新田触870番地1。

2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出会いの村振興会会長平田光弘。

3、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設も同様に非公募といたしております。その理

由といたしましては、猿岩物産館は、壱岐出合いの村の農産加工施設並びに施設周辺地域で生産された農水産物加工品や、壱岐の土産品等を観光客に展示・販売することで、島の活性化に寄与することを目的としたアンテナショップでございます。

この猿岩物産館は、壱岐出合いの村の近くに位置しており、両施設が互いに連携することで猿岩物産館の合理的な運営につながることから、壱岐出合いの村振興会に指定管理をするものでございます。

続きまして、議案第62号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

- 1、公の施設の名称及び位置、名称は壱岐市宮印通寺共同店舗、位置は壱岐市石田町印通寺浦196番地3。
- 2、指定管理者、壱岐市石田町印通寺浦471番地9、石田町商店連盟理事長堀江敬介。
- 3、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、記載のとおりでございますが、本施設も同様に非公募としております。その理由といたしましては、石田町商店連盟は地元石田町内の商店事業者で組織されている団体であり、同地区の商業等に精通しており、平成23年度から指定管理者として指定以来、適切な運営管理を行われており、当該施設の管理運営を行う団体として最適と判断し、石田町商店連盟に指定管理をするものでございます。

以上で、議案第60号から議案第62号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔産業推進部部長（松嶋 要次君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 塚本地域振興部長。

〔地域振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○地域振興部部長（塚本 和広君） 議案第63号及び議案第64号を続けて御説明申し上げます。

議案第63号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

- 1、公の施設の名称及び位置、名称、イルカパーク、位置、壱岐市勝本町東触2668番地3ほか。
- 2、指定管理者、壱岐市芦辺町箱崎中山触404番地、IKI PARK MANAGEMENT株式会社代表取締役高田佳岳。
- 3、指定期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由でございますが、イルカパークの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の選定につきましては、公募を行い、その結果、1者の応募となり、壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査、選定したものでございます。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

続きまして、議案第64号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市国民宿舎壱岐島荘、位置、壱岐市勝本町立石西触101番地。

2、指定管理者、壱岐市勝本町立石西触101番地、一般財団法人壱岐市開発公社理事長品川洋毅。

3、指定期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由でございますが、壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本施設は非公募といたしております。その理由といたしましては、今回の指定管理候補者である一般財団法人壱岐市開発公社は、当該宿舎の管理運営を目的として設立された法人でありまして、同公社は平成18年の第1期指定管理者として指定以来、健全な運営、さらには従業員の雇用確保等、適切な管理運営業務が行われており、当該施設の管理運営を行う団体として同公社は最適と判断し、壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会で審査、選定したものでございます。

以上で、議案第63号、議案第64号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔地域振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 議案第65号令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

令和7年度壱岐市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,635万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ269億6,205万1,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

4ページ、第2表繰越明許費補正の1、追加として、3款民生費2項児童福祉費の武生水保育所高圧受電設備改修工事ほか9件につきまして、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として、合計9億2,866万1,000円を計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別添資料2、令和7年度12月補正予算案概要の6ページから9ページに記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。

5ページ、第3表債務負担行為補正の1、追加は、壱岐出合いの村指定管理料ほか3件につきまして、指定管理者の指定に伴う当該期間の指定管理料につきまして、債務負担行為を計上するものでございます。

次のページをお開き願います。

6ページ、第4表地方債補正の1、変更で、以下、計上しております地方債について、事業の追加、見直し等により限度額の変更を行っております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

10ページから11ページをお開き願います。

11款地方交付税の普通交付税5,817万4,000円及び20款繰越金の5,560万8,000円は、今回の補正に係る一般財源として、それぞれ計上しております。

21款諸収入4項3目雑入は、輸送コスト支援事業の過年度補助金に係る壱岐市農協からの補助金返還金159万8,000円及び市営住宅火災に係る公営住宅火災共済の給付金706万2,000円を計上しております。

12ページから13ページをお開き願います。

22款市債は地方債補正で、説明のとおり、計500万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般についてですが、今回、前年度の補助事業に係る国・県補助金等の精算返納金の補正を行っております。

今回の補正予算の主な事業内容につきましては、別添資料2、令和7年度12月補正予算案概要で御説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款総務費1項6目企画費の移住・定住促進プロジェクト事業は、定住奨励事業補助金の実績見込みにより、415万2,000円を追加しております。

次のページをお開き願います。

3ページ、5款農林水産業費1項3目農業振興費の有害鳥獣被害防止対策事業費は、イノシシ目撃情報に伴い、捕獲に係る委託料を追加するもので、50万円を計上しております。

6款商工費1項2目商工振興費は、新たな成人識別装置搭載の自動販売機導入に係る緊急支援補助として、168万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

4ページ、9款教育費3項2目の中学校教育振興費は、郷ノ浦中学校の全国中学校駅伝大会出場に伴い、市中学校体育連盟補助金を追加するもので、88万8,000円を計上しております。

以上で、議案第65号令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 村田保健環境部長。

〔保健環境部部長（村田 靖君） 登壇〕

○保健環境部部長（村田 靖君） 議案第66号から68号まで続けて御説明申し上げます。

初めに、議案第66号令和7年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和7年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ703万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億810万5,000円とします。

第2項については、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

補正内容を御説明申し上げます。

8ページから9ページをお開き願います。

歳入でございますが、補正財源としまして、3款1項4目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、4款1項1目保険給付費等交付金、6款1項1目一般会計繰入金及び7款1項1目その他繰越金をそれぞれ予算計上いたしております。

10ページから11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項2目一般被保険者療養費につきましては、年度末までの支払いに不足を生じる見込みであることから、400万円を増額補正いたしております。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、年度末までの支払いに不足を生じる見込みであることから、150万円を増額補正いたしております。

8款1項6目特定健康診査等負担金償還金につきましては、令和6年度事業の実績に基づく償還金でございます。

次に、議案第67号令和7年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和7年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,629万2,000円とします。

第2項については、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

補正内容を御説明申し上げます。

8ページから9ページをお開き願います。

歳入でございますが、補正財源としまして、1款1項後期高齢者医療保険料を追加補正いたしております。保険料付加総額が当初の見込みより増加となり、収納する保険料の増加によるものでございます。

10ページから11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料付加総額が増額となる見込みから、保険料負担金を増額補正するものでございます。

次に、議案第68号令和7年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和7年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,257万

2,000円とします。

第2項については、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

事項別明細書により、内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款、4款、5款の地域支援事業費交付金及び7款繰入金につきましては、法定負担割合に基づき、それぞれ予算計上をいたしております。

8款1項1目繰越金は、介護認定審査会費、地域支援事業費及び精算返納金の補正財源としまして、86万4,000円を追加いたしております。

10ページから11ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款3項介護認定審査会費につきましては、市外の介護認定調査委託料の補正でございます。

3款2項一般介護予防事業費については、介護予防教室の委託費99万円を増額しております。

6款1項償還金及び還付加算金につきましては、介護給付費の精算に伴う精算返納金32万9,000円を追加いたしております。

以上で、議案第66号から68号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[保健環境部部長（村田 靖君） 降壇]

○議長（土谷 勇二君） これで、市長提出の議案等の説明が終わりました。

○議長（土谷 勇二君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月10日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時29分散会
